

建設アスベスト被害の全面解決を求める要請署名

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

《要請趣旨》

建設アスベスト訴訟において国の責任を認める判決は、2018年9月20日の大阪高裁判決で10回連続となりました。使用者に対し労働者に防じんマスクを使用させることの義務付けの遅れや、石綿建材への警告表示や建設現場における警告掲示の義務付けを怠ったことなど国の責任は明確です。一人親方等に対する国の責任を認める判決の流れも定着しつつあります。

建材メーカーの損害賠償義務を認める判決も5回にわたって出されています。

すでに、国と建材メーカーの責任を認める判決の枠組みは固まりました。

中皮腫や肺がん、石綿肺等のアスベスト関連疾患は、極めて重篤でかつ不可逆的に進行し、多くの原告が解決を見ることなく亡くなっています。2008年の首都圏訴訟の提訴時から10年以上が経過しますが、全国12の訴訟の被害者原告703人のうち、提訴時の死亡者が304人、提訴後の死亡者も198人に及びます。現在生存している原告はわずか28%に過ぎません。国が裁判を長引かせ、原告が次々に亡くなる事態が続いています。

原告は、建設工事を通じ、長年日本社会の屋台骨を支えてきた人たちです。原告の「命あるうちの解決」を望む声は実に切実です。一日も早い全面解決を図ることは、広く国民世論が求めるところです。

国は、最高裁の判断を待つことなく、今こそ、原告以外の被害者も対象とした「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を図るべきです。

《要請項目》

国は建設アスベスト訴訟の原告に謝罪し、「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を図ること

氏名	住所

取り扱い団体

※署名用紙に記入された情報は、個人情報として適切に管理します。

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16
TEL 03 (5332) 3971

すべての建設アスベスト被害者を救済する判決を

建設現場は、わが国最大のアスベスト被害の現場です。すでに、1万人を超える被害が発生し、今後も数万人規模の被害発生さえ予測されています。

国と建材企業は、早くから石綿建材の危険性や被害発生を知っていたにもかかわらず、建材企業は、危険性を現場に知らせることもなく長期にわたって石綿建材の製造・販売を続け、国もまた、「適時にかつ適切に」必要な規制を行いませんでした。

そのため、建設現場では大量の石綿粉じんが飛散し、労働者、一人親方、零細事業主が等しく石綿粉じんによる露し、中皮腫、肺がん、石綿肺等に罹患しました。

建設アスベスト訴訟の提訴後10年間で、全国12訴訟の被災者約700人のうち、現在生存している原告はわずか3割弱に過ぎません。原告らの権利救済は急務です。

原告らはこの間、すべての建設アスベスト被害者が救済される「建設アスベスト被害者補償基金制度」の創設を含む全面解決を求めて活動しています。

憲法の番人であり、人権救済の最後の砦である最高裁判所が、法的正義に基づき、人間存在の基本であるいのちと健康を何よりも尊重する「正義の証」、すべての建設アスベスト被害者が救済され、全面解決に資する公正な判決を出されることを、私たちは心より切望します。

最高裁判所 第一小法廷

長官 殿
裁判官 殿
裁判官 殿
裁判官 殿
裁判官 殿
裁判官 殿

深山 卓也 殿
池上 政幸 殿
小池 裕殿
木澤 克之殿
山口 厚殿

建設アスベスト訴訟最高裁 公正判決要請署名

氏名	住所

取り扱い団体

※署名用紙に記入された情報は、個人情報として適切に管理します。

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16
TEL 03 (5332) 3971

(切り取ってください)

(切り取ってください)